

ご出席の株主さまへのお土産を昨年度より取り止めさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【株主の皆さまへのお願い】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、議決権行使は書面（郵送）またはインターネット等で行い、総会へのご出席を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、株主の皆さまへは、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ぜひご利用ください。

第206回 定時株主総会招集ご通知

日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時（午前9時開場）

場所

三重県津市丸之内31番21号
当行丸之内本部棟 2階大講堂

▶ 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

株式会社 百五銀行

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）
午後5時15分まで

スマートフォンでの議決権行使は「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



詳しくは4頁へ

百五銀行企業理念

百五銀行の使命

信用を大切にする社会をささえます。

百五銀行は、信用が社会の基本だと考えます。
健全な金融活動を通じて、活力と潤いに満ち、互いに信頼し合える社会づくりにつとめます。

百五銀行の経営

公明正大で責任ある経営をします。

百五銀行は、倫理を重んじ、自主独立の精神で公明正大な経営を行います。
堅実で力強い発展をめざし、責任ある経営で社会の信頼に応えます。

私たちの行動

良識ある社会人として誠実に行動します。

私たちは、良き社会人として、知見を深め、良心にしたがって行動します。
感謝の心で誠意をつくし、明るく元気に、新しいことに挑戦します。

目 次

第206回定時株主総会招集ご通知……………	1	添付書類	
議決権行使についてのご案内……………	2	事業報告……………	19
株主総会参考書類		計算書類……………	41
第1号議案 剰余金処分の件……………	9	連結計算書類……………	43
第2号議案 取締役10名選任の件……………	10	監査報告書……………	45
第3号議案 取締役に対するストック・		株主総会会場ご案内図	
オプション報酬額および			
内容決定の件……………	17		



ごあいさつ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

第206回定時株主総会を6月23日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

さて、今年度は3年間の中期経営計画『KAI-KAKU150 1st STAGE「未来へのとびら」～デジタル&コンサルティングバンクをめざして～』の最終年度として、引き続き、「収益構造改革」「組織・人材改革」「IT・デジタル改革」に取り組み、新たな価値の創造と、さらなる生産性の向上を図り、地域金融の円滑化および地域活性化に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症が全世界に広がり、当行の主要な営業基盤である三重県・愛知県下においても深刻な状況が続いておりますが、当行は、お客さまからのあらゆるご相談に真摯に対応するとともに、グループをあげて全力で支援してまいります。

今後とも株主の皆さまのご信頼にお応えできるよう、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、何卒一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申しあげます。

2021年6月

取締役頭取

伊藤 歳恭

当行「第206回定時株主総会」における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年6月23日（水曜日）に開催を予定しております当行第206回定時株主総会におきまして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、下記のとりの対応を実施させていただきます。株主の皆さまにおかれましては、何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1 株主の皆さまへのお願い

- ・本株主総会への出席をご検討されている株主さまにおかれましては、当日までの新型コロナウイルスの感染状況やご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。
- ・特にご高齢の株主さま、基礎疾患のある株主さま、妊娠されている株主さま、小さなお子さまをお連れの株主さま、体調にご不安のある株主さまにおかれましては、本株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
なお、株主の皆さまへは、株主総会の模様をライブ配信させていただきますので、ぜひご利用ください。
- ・本株主総会の議決権行使は、総会へご出席いただく方法のほか、書面（郵送）またはインターネット等による方法もございますので、これらのご利用もぜひご検討ください。
＜議決権行使期限：2021年6月22日（火曜日）午後5時15分 到着分／入力分 まで＞
＊詳細につきましては、3～4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

2 ご来場される株主の皆さまへのお願い

- ・ご来場される株主の皆さまにおかれましては、アルコール消毒液による手指の消毒、マスクの着用等、感染拡大防止のための措置へのご協力をお願い申し上げます。
- ・当日は、ご来場される株主の皆さまの体温をサーモグラフィにて検温させていただきます。体温の高い株主さまには、本株主総会へのご入場・ご出席をお控えいただくようお願いする場合がございます。
- ・体調不良と見受けられる株主さまには、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場内では、運営スタッフの誘導に従ってご着席をお願い申し上げます。

3 当行の対応について

- ・ご出席の株主さまへのお土産は、昨年度より取り止めさせていただいております。
- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。また、株主さまからのご質問数などを制限させていただく場合がございます。
- ・本株主総会の出席役員および運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・今年度は、ご自宅等で株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主さま限定の株主総会ライブ配信を実施いたします。

※ライブ配信の視聴方法等につきましては、5～8頁に記載の「株主総会ライブ配信のお知らせ」をご参照ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じるときは、速やかにインターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきますので、株主の皆さまは予め当行ウェブサイトで情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイトURL <https://www.hyakugo.co.jp/>

以 上

(証券コード 8368)
2021年6月2日

株 主 各 位

三重県津市岩田21番27号
株式会社百五銀行
取締役頭取 伊 藤 歳 恭

第206回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第206回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面(郵送)または電磁的方法(インターネット等)により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月22日(火曜日)午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時 2021年6月23日(水曜日) 午前10時(午前9時開場)

2 場 所 三重県津市丸之内31番21号 当行丸之内本部棟 2階大講堂
(裏面の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

株主総会当日の議場の模様は、動画によるライブ配信を予定しております。株主の皆さまは専用ウェブサイトにてご覧いただけますので、5ページから8ページをご確認の上、ご利用をご検討ください。

3 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第206期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
 2. 第206期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

4 議決権行使等についてのご案内

(1) 議決権行使書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト〔<https://evote.tr.mufig.jp/>〕にアクセスしていただき、画面の案内に従って前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面（郵送）と電磁的方法（インターネット等）双方で議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

(4) インターネット開示事項について

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①から③までの事項につきましては、法令および当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.hyakugo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

なお、監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

また、会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

以 上

- ▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ▶ **駐車場のご用意ができませんので、株主さまにおかれましては、ご出席の際には公共交通機関等をご利用くださいますようお願い申し上げます。**
- ▶ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.hyakugo.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- ▶ インターネットにより開示いたしました事項の郵送をご希望の株主さまは、総務部総務課（電話059-223-2305）までお知らせくださいますようお願い申し上げます。
なお、当日受付にも備え置きますので、ご希望の株主さまはご自由にお持ちいただけます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送またはインターネット等による議決権行使を通じて株主総会にご参加くださいますようお願い申し上げます。



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2021年6月22日(火)午後5時15分到着



当行指定の議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月22日(火)午後5時15分まで

ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

詳細は次頁をご覧ください。

株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年6月23日(水)午前10時(午前9時開場)

株主総会次第

① 報告事項の報告

金融経済環境
事業の経過および成果
貸借対照表および損益計算書
連結貸借対照表および連結損益計算書
当行が対処すべき課題

② 決議事項の議案説明

③ 質疑応答

④ 議案の採決

⑤ 閉会

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件
9頁からの株主総会参考書類をご参照ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

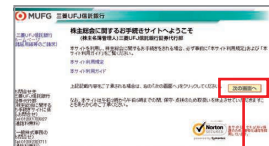
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

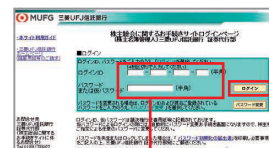
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



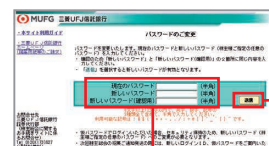
「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更お手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワードを入力し、「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

【機関投資家の皆さまへ】

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



株主総会ライブ配信のお知らせ

ライブ配信によるご参加のお願い

新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、株主の皆さまの安全確保と感染拡大防止のため事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます(事前の議決権行使方法は3～4ページをご参照ください)。

本株主総会の模様は、ライブ配信によりご覧いただけます。ご自宅などから、パソコン、タブレット、スマートフォンなどにより株主総会の模様をご覧いただけますので、ぜひご利用ください。

新型コロナウイルスの感染状況、政府などの発表内容、その他の事情によりライブ配信を含む本株主総会の運営などに関して変更が生じる場合は、当行ウェブサイト(<https://www.hyakugo.co.jp/>)にてお知らせいたします。

ご注意 ⚠

- ・ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められておりませんので、当日の決議に参加することはできません。事前に議決権行使をお済ませください。
また、質問や動議を行うこともできませんのであらかじめご了承ください。
- ・事前行使をされた場合でも、ライブ配信をご覧いただくことができます（議決権行使書を投函する前に株主さま認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主番号」を必ずお手元にお控えください）。
- ・ライブ配信をご覧いただけるのは株主さま本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為およびSNSなどでの無断公開は固くお断りします。
- ・ライブ配信にあたりご出席株主さまのお姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

ライブ配信日時

2021年6月23日(水)午前10時より（配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。）

ご視聴方法

次ページのカンタンご視聴ステップもご覧ください

- 1 株主さまログイン画面で必要となる
「株主ID(株主番号)」および「パスワード(郵便番号)」をあらかじめご用意ください。

同封の議決権行使書に記載されている
株主番号(8桁)

2021年3月31日時点の株主名簿ご登録住所の
郵便番号(7桁)

(上記パスワードは、インターネットなどにより議決権を行使される場合に利用する「仮パスワード(議決権行使書用紙に記載)」とは異なりますのでご注意ください)

※株主ID(株主番号)/パスワード(郵便番号)の入力にはハイフン(-)は不要です。また、1つのIDで1つの機器からしかアクセスできません。

- 2 ウェブサイトにアクセスしてください。

次ページに記載の専用ウェブサイトにアクセスします。

- 3 「株主ID」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックしてください。

- ・ ご使用のパソコン・タブレット・スマートフォンの機種やインターネットの接続環境などにより、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。
- ・ ご視聴いただくための通信料金などは、株主さまのご負担となります。
- ・ ライブ配信をご視聴される株主さまは事前に専用ウェブサイトにアクセス・ログインいただき、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認をお願いいたします(5月28日(金)開設予定)。

ライブ配信に
関する
お問い合わせ先

ご不明な点は、
三菱UFJ信託銀行(株)までお問い合わせください。

0120-191-060

(通話料無料)

受付時間

6/23(水)株主総会当日：午前9時～株主総会終了まで

株主総会ライブ配信カンタン視聴ステップ

1 ご準備いただくもの

同封の議決権行使書に記載されている
株主ID(株主番号)



と

2021年3月31日時点の
株主名簿ご登録住所の
パスワード(郵便番号)

※株主ID(株主番号)/パスワード(郵便番号)の
入力にはハイフン(-)は不要です。

※書面(郵送)による事前の議決権行使をいただく場合は、
議決権行使書を投函する前に「株主番号」を必ずお手元
にお控えください。また、配当金計算書の右上にも記載
がございます。

2 ウェブサイトにアクセス!

以下のURLまたはQRコードから、専用ウェブサイトにアクセスします。

<https://8368.v-virtual-mtg.jp>

※1つのIDで1つの機器からしかアクセスできません。

スマートフォン

タブレット

パソコン



QRコードを読み取ってアクセスするのが
便利です

※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です



配信開始

2021年
6/23(水)
午前9時30分～

株主総会開会

午前10時00分～

ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められておりませんので、当日の決議に参加することはできません。
事前に議決権行使をお済ませください。また、質問や動議を行うこともできませんので予めご了承ください。

3 視聴してみましょう!

スマートフォン

株主ID(株主番号)/
パスワード(郵便番号)を入力

ご利用規約に同意のうえ、
「ログイン」をクリック

タブレット

株主ID(株主番号)/パスワード(郵便番号)を入力

ご利用規約に同意のうえ、
「ログイン」をクリック

パソコン

株主ID(株主番号)/
パスワード(郵便番号)を入力

ご利用規約に同意のうえ、
「ログイン」をクリック

ご使用のパソコン・タブレット・スマートフォンの機種やインターネットの接続環境などにより、映像や音声に不具合が生じる場合がございます。

ライブ配信をご視聴される株主さまは事前に専用ウェブサイトにアクセス・ログインいただき、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認をお願いいたします(5月28日(金)開設予定)。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当行は長期にわたる安定した経営基盤の確保に努めるため、内部留保の充実に意を払うとともに、株主の皆様に対し安定的な利益還元を実施することを基本としております。当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、2021年3月期の業績と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、1,270,056,790円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月24日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	9,500,000,000円
2	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	9,500,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当行における地位および担当
1	再 任	伊 藤 歳 恭 い とう とし やす	取締役頭取
2	再 任	杉 浦 雅 和 すぎ うら まさ かず	取締役専務執行役員
3	再 任	山 崎 計 やま ざき けい	取締役常務執行役員
4	再 任	藤 原 悟 ふじ わら さとる	取締役常務執行役員
5	新 任	南 部 昌 己 なん ぶ まさ み	執行役員愛知支社長
6	新 任	加 藤 徹 也 か とう てつ や	執行役員営業本部副本部長
7	再 任	小 林 長 久 こ ばやし なが ひさ	社 外 取 締 役 独 立 役 員
8	再 任	川喜田 久 かわ き た ひさし	社 外 取 締 役 独 立 役 員
9	再 任	若 狭 一 郎 わか さ いち ろう	社 外 取 締 役 独 立 役 員
10	再 任	西 岡 慶 子 にし おか けい こ	社 外 取 締 役 独 立 役 員



生年月日

1953年7月29日

所有する当行の株式の数

278,500株

候補者番号

1

いとうとしやす
伊藤 歳 恭

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月	当行入行	2015年4月	同 取締役頭取(代表取締役)(現任)
1998年12月	同 橋南支店長	2019年11月	津商工会議所会頭(現任)
2001年6月	同 東京営業部長兼経営会議事務局 東京事務所長		(重要な兼職の状況)
			津商工会議所会頭
2002年4月	同 企画グループマネージャー		
2004年6月	同 資金運用グループマネージャー		
2005年6月	同 取締役津支社長		
2006年6月	同 取締役名古屋支社長		
2007年6月	同 常務取締役		
2009年6月	同 取締役副頭取(代表取締役)		

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、企画部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2009年6月から取締役副頭取、2015年4月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



生年月日

1957年1月31日

所有する当行の株式の数

137,500株

候補者番号

2

すぎうらまさかず
杉浦 雅 和

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月	当行入行	2018年6月	同 取締役専務執行役員
2004年1月	同 四日市西支店長	2019年6月	同 取締役専務執行役員(代表取締役)(現任)
2005年6月	同 四日市支店長		(資金運用本部、資金証券部、東京営業部、秘書室担当)
2007年6月	同 経営企画部長		
2009年6月	同 取締役経営企画部長		
2010年4月	同 取締役南勢支社長		
2012年6月	同 取締役資金証券部長		
2013年6月	同 常務取締役		
2017年6月	同 専務取締役		

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、企画部門や資金運用部門に携わる等、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。また、2009年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

3

やまざきけい
山崎 計

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4 月 当行入行

2009年 6 月 同 筋向橋支店長兼度会橋出張所長

2011年 6 月 同 東京営業部長

2013年 6 月 同 国際営業部長

2017年 6 月 同 取締役国際営業部長

2018年 6 月 同 執行役員中勢支社長

2020年 6 月 同 取締役常務執行役員（現任）

（融資統括部、人事部、ダイバーシティ推進部担当）

生年月日

1962年 3 月 2 日生

所有する当行の株式の数

14,200株

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、国際部門に携わる等、豊富な業務経験を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

4

ふじわらさとる
藤原 悟

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年 4 月 当行入行

2010年 12 月 同 白塚支店長

2012年 6 月 同 秘書室秘書課長

2014年 6 月 同 河崎支店長

2016年 6 月 同 桑名支店長

2018年 6 月 同 四日市支店長

2019年 6 月 同 本店営業部長

2019年 11 月 同 執行役員本店営業部長

2020年 6 月 同 取締役常務執行役員（現任）

（経営企画部、デジタルイノベーション部、コンプライアンス統括部担当）

生年月日

1964年 5 月 6 日生

所有する当行の株式の数

7,400株

取締役候補者とした理由

支店長を歴任してきたほか、秘書部門に携わる等、豊富な業務経験を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

5

なん ぶ ま さ み
南 部 昌 己

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月 当行入行
2013年 6 月 同 生桑支店長
2015年 6 月 同 四日市西支店長
2016年12月 同 事務統括部長
2018年 6 月 同 ローン統括部長
2020年 6 月 同 執行役員愛知支社長（現任）

生年月日

1965年8月5日生

所有する当行の株式の数

11,800株

取締役候補者とした理由

支店長や支社長を歴任してきたほか、事務統括部門、ローン統括部門に携わる等、豊富な業務経験を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新任の取締役候補者となりました。



候補者番号

6

か とう て つ や
加 藤 徹 也

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月 当行入行
2010年 4 月 同 西春支店長
2011年12月 同 経営企画部経営企画課長
2014年 6 月 同 経営企画部副部長
兼経営企画課長
2014年12月 同 松阪中央支店長
2016年 6 月 同 ローン統括部長
2018年 6 月 同 伊勢支店長
2020年 6 月 同 執行役員営業本部副本部長（現任）

生年月日

1965年9月29日生

所有する当行の株式の数

12,000株

取締役候補者とした理由

支店長を歴任してきたほか、営業部門や企画部門に携わる等、豊富な業務経験を有しております。これらの経験・知見に基づき、取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、新任の取締役候補者となりました。



候補者番号

7

こ ばやし な が ひ さ
小 林 長 久

再 任

社外取締役

独立役員

生年月日

1943年11月8日

所有する当行の株式の数

56,500株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1966年 3 月	四日市倉庫株式会社（現日本トランスシティ株式会社）入社	2013年 6 月	当行社外取締役（現任）
1991年 6 月	同 東京支店長	2019年 6 月	日本トランスシティ株式会社取締役相談役（現任）
1994年 8 月	同 運輸事業部運輸企画部長兼運輸事業部中部運輸部長		（重要な兼職の状況）
			日本トランスシティ株式会社取締役相談役
1995年 6 月	同 取締役		
1999年 6 月	同 常務取締役		
2001年 6 月	同 代表取締役専務取締役		
2003年 6 月	同 代表取締役社長		
2011年 6 月	同 代表取締役会長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者番号

8

か わ き た ひ さ し
川 喜 田 久

再 任

社外取締役

独立役員

生年月日

1946年 8月30日

所有する当行の株式の数

76,145株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年 4 月	トヨタ自動車販売株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社	2019年 6 月	三重トヨペット株式会社代表取締役会長（現任）
1978年 7 月	三重トヨペット株式会社入社		（重要な兼職の状況）
1980年 6 月	同 取締役		三重トヨペット株式会社代表取締役会長
1981年 6 月	同 代表取締役常務		
1984年 6 月	同 代表取締役社長		
2007年 6 月	当行社外監査役		
2014年 6 月	株式会社ちとせ代表取締役社長		
2015年 6 月	同 取締役（現任）		
2015年 6 月	当行社外取締役（現任）		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



生年月日

1955年1月1日生

所有する当行の株式の数

0株

候補者番号

9

わか さま いち ろう
若 狭 一 郎

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 明治生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社
 2005年7月 同 取締役
 2006年7月 同 執行役
 2008年4月 同 常務執行役
 2012年4月 同 専務執行役
 2014年4月 同 執行役副社長
 2014年7月 一般社団法人生命保険協会副会長
 2017年7月 明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役会長

2018年6月 当行社外取締役（現任）
 2019年4月 株式会社明治安田総合研究所代表取締役会長
 2021年4月 明治安田システム・テクノロジー株式会社代表取締役会長（現任）
 （重要な兼職の状況）
 明治安田システム・テクノロジー株式会社代表取締役会長

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。



生年月日

1957年2月16日生

所有する当行の株式の数

2,400株

候補者番号

10

にし おか けい こ
西 岡 慶 子

再任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年5月 SEDCO INC.
 （現 SCHLUMBERGER LTD.）、
 CHEVRON U.S.Aの日本事務所に
 秘書通訳として勤務
 1986年8月 会議・商談通訳（フリーランス）を
 開始
 1996年12月 株式会社光機械製作所入社
 2001年5月 同 代表取締役社長（現任）
 2015年6月 井村屋グループ株式会社
 社外取締役（現任）

2020年1月 国立大学法人名古屋工業大学
 客員教授（現任）
 2020年6月 当行社外取締役（現任）
 2021年4月 国立大学法人三重大学理事・副学長
 （現任）
 （重要な兼職の状況）
 株式会社光機械製作所
 代表取締役社長
 井村屋グループ株式会社社外取締役
 国立大学法人三重大学理事・副学長

社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当行の持続的成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 取締役候補者小林長久氏が代表取締役社長である四日市港埠頭株式会社および代表取締役会長である株式会社四日市ミート・センターと当行との間に貸出金等の取引があります。取締役候補者川喜田久氏が代表取締役会長である三重トヨベット株式会社と当行との間に貸出金等の取引があります。取締役候補者西岡慶子氏が代表取締役社長である株式会社光機械製作所と当行との間に貸出金等の取引があります。その他の取締役候補者と当行との間には特別な利害関係はありません。
2. 小林長久氏、川喜田久氏、若狭一郎氏、西岡慶子氏は社外取締役の候補者であります。なお、現在、当行は小林長久氏、川喜田久氏、若狭一郎氏、西岡慶子氏の4名を、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、本議案において小林長久氏、川喜田久氏、若狭一郎氏、西岡慶子氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 小林長久氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。川喜田久氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。若狭一郎氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。西岡慶子氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は定款の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。本総会において社外取締役に、小林長久氏、川喜田久氏、若狭一郎氏、西岡慶子氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当行は当行取締役を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であり、また、当該保険契約は2022年2月に更新される予定であります。なお、保険料は当行が全額負担しております。

第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

当行は、2011年6月24日開催の第196回定時株主総会においてご承認いただいた「年額30百万円以内」の範囲内で、取締役会の決議により、社外取締役を除く取締役に対し株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。

本年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき株主総会の承認を得ることが求められたことから、現行のストック・オプションの制度を継続すべく、下記新株予約権の内容につき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本件ストック・オプションは、取締役会の決議により定めた当行「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」のとおり、取締役の報酬と当行株価との連動性を強めることにより、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、取締役の中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的とするものであり、新株予約権の付与数は、役位・役割に応じて算出いたします。

本件新株予約権の付与の対象となる取締役は現在6名であり、第2号議案のご承認が得られましても、かかる取締役は6名となります。なお、支給時期、配分等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

記

<新株予約権の内容>

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

新株予約権の総数 2,000個を1年間の上限といたします。

目的となる株式の種類 当行普通株式200,000株を1年間の上限といたします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は、100株といたします。なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数を変更することが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額といたします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日といたします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記の権利行使期間内において、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができるものといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものといたします。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

当行が消滅会社となる合併契約、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が株主総会（株主総会が不要な場合は取締役会）において承認された場合、当行は、取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

また、その他、新株予約権者が株式報酬型新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は、取締役会が別途定める日をもって、新株予約権を無償で取得できるものといたします。

(8) その他新株予約権の内容

上記（１）から（７）の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

第206期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、本支店110か店、33出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、M&A・シンジケートローン等にも積極的に取り組み、お客さまの多様化するニーズにお応えしております。

金融経済環境

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、厳しい状態が続きました。内外経済は4－6月期をボトムに改善基調にあり、外需に牽引されて輸出や生産は堅調ですが、対面型サービス消費を中心に業績が低迷するなど、業種間の二極化が強まりました。当行の主要な営業地域である三重県・愛知県下の経済につきましても、観光関連の産業や飲食・サービス業を中心に、強い下押し圧力が続きました。

先行きにつきましては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続くと期待されます。ただし、変異株の動向など不確実な要因もあり、感染再拡大による内外経済の下振れリスクや、金融資本市場の変動等の影響に留意する必要があります。

事業の経過及び成果

このような経済情勢のなかで、当行は株主の皆様をはじめお客さまの力強いご支援のもと、全行をあげて業績の伸展と経営の合理化・効率化に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域企業を積極的に支援するとともに、地域金融の円滑化および地域創生に向け、金融仲介機能とコンサルティング機能の発揮に努め、お客さまや地域社会との一層の関係強化をはかってまいりました。

新型コロナ関連融資の取組み状況といたしましては、昨年5月に取扱いを開始しました実質無利子・無担保融資を中心に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた取引先企業の資金繰りを支援いたしました。また、財務体質の強化を図りたい企業を支援するために、「新型コロナ対策資本金劣後ローン」を取り扱う日本政策金融公庫と連携した協調融資にも取り組んでおります。

地域創生への取組みといたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上等が大きく減少した観光事業者や三重県産品の製造・販売業者等の支援を目的に、昨年5月から7月に、三重県と連携してECサ

イトを活用した「三重県産品購入促進キャンペーン」を実施いたしました。また、昨年10月から本年2月までは、三重県および三菱UFJニコス株式会社と連携した「買って応援！もらって嬉しい！三重のお宝キャンペーン」を実施いたしました。

また、後継者問題を抱える企業を支援するために、事業承継やM&Aの支援体制を強化いたしました結果、アドバイザリー契約数、成約件数とも前年度を上回る実績となりました。

フィンテックへの取組みといたしましては、「いつでも」「どこでも」「かんたんに」銀行取引ができるスマートフォンアプリ「百五銀行スマホバンキング」の新機能として、昨年6月に「新規口座開設」や「振込」機能を追加いたしました。また、昨年10月にはキャッシュカードを自由に何度でも一時停止ができる「カードロック」機能や「カードローンの借入・返済」機能を、本年3月には「住所変更などの手続」機能を追加いたしました。

店舗につきましては、昨年4月にインターネット専用支店「愛知ネット支店」を開設いたしました。また、昨年11月には椋本支店を新築移転しました。さらに、店舗ネットワークの適正化をめざし、7つの支店（関、波切、上野中央、安濃、青山、大淀、海山）と5つの出張所（平生町、浜島、若松、桑名駅前、稲生）を、近隣店舗に店舗内店舗方式により移転・統合いたしました。移転した店舗の跡地には、近隣店舗との距離などを考慮し、3つのプラザ出張所（関、波切、海山）を開設いたしました。その結果、当期末の店舗数は110か店、33出張所となりました。店舗外現金自動設備につきましては、自行分とコンビニATMの合計で49,677か所・52,003台となりました。

SDGs（国連で採択された持続可能な開発目標）への取組みといたしましては、「SDGs私募債（寄付型）」の取扱いを通じて、取引先企業の学校などに対する寄付活動を支援いたしました。また、昨年12月には、特例子会社の百五管理サービス株式会社が、三重県内の企業として初めて、障害者雇用に優良な事業主として「もにす認定制度」の認定を受けました。

そのほか、本年3月に経済産業省および日本健康会議から、優良な健康経営に取り組んでいる法人として2018年度から連続で4回目となる「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）～ホワイト500～」に認定されました。また、「改正高年齢者雇用安定法」を踏まえ、65歳以降も意欲のある従業員が豊富な知識と経験を活かして70歳まで継続して勤務できる環境を整備いたしました。

次に業績を見ますと、預金は個人預金や法人預金が堅調に推移したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ4,370億円増加し、5兆3,879億円となりました。また、投資信託預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ199億円増加し、1,020億円となりました。公共債預り資産の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ7億円増加し、276億円となりました。

一方、貸出金は住宅ローンなどの個人向け貸出や法人向け貸出が増加したことなどから、当事業年度末残高は前事業年度末に比べ3,573億円増加し、3兆9,883億円となりました。

また、有価証券の当事業年度末残高は前事業年度末に比べ341億円減少し、1兆7,096億円となりました。損益状況につきましては、経常収益は株式等売却益の増加によりその他経常収益が増加したことや、役務取引等収益が増加したことなどから、前事業年度に比べ30億47百万円増加し、787億15百万円となりました。

一方、経常費用は債券貸借取引支払利息の減少により資金調達費用が減少したことや、外国為替売買損の減少によりその他業務費用が減少したことなどから、前事業年度に比べ10億26百万円減少し、614億96百万円となりました。

この結果、経常利益は前事業年度に比べ40億74百万円増加し、172億19百万円となりました。

また、当期純利益は前事業年度に比べ8億29百万円増加し、122億円となりました。

当行が対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症が全世界に広がり、当行の主要な営業基盤である三重県・愛知県下においても深刻な状況が続いております。さらにその収束時期は見通せず、長期化する可能性もあり、予断を許さない状況にあります。

当行では、お客さまからのあらゆるご相談に真摯に対応するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまを全力で支援し、地域経済の維持・活性化に向けて積極的に活動を続けてまいります。

また、中長期的な環境の変化として、少子高齢化による人口減少や低金利政策の長期化、異業種の参入などが続いており、経営環境は厳しさを増しております。

このような状況のもと、当行では、中期経営計画『KAI-KAKU150 1st STAGE「未来へのとびら」』を定め、長期ビジョン『お客さまと地域の未来を切り拓く「デジタル&コンサルティングバンク」』の実現に向けて、3つの改革に取り組んでおります。

「収益構造改革」では、お客さまへのソリューション提供を通じた貸出金収益および役務収益の増強をはかっております。「組織・人材改革」では、あらゆる人材が力を発揮し、働きがいを実感できる職場づくりを進めております。「IT・デジタル改革」では、最先端のデジタル技術を取り入れ、お客さまの利便性向上および銀行業務の効率化に取り組んでおります。これらのなかでも、特に「収益構造改革」は、住宅ローンを中心に貸出金の積み上げが着実に進んでおり、今後、取組みを加速させていく方針です。

また、当行はESGやSDGsに関する考え方を積極的に経営に取り込み、本業を通じて持続可能な社会の実現と中長期的な企業価値の向上をめざしてまいります。

今後とも皆様のご信頼にお応えし、地域社会と当行の発展のため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	金	4,722,896	4,882,986	4,950,887	5,387,976
	定期性預金	2,057,184	2,065,096	2,013,620	2,010,085
	その他	2,665,711	2,817,889	2,937,267	3,377,890
貸 出 金	金	3,102,047	3,441,753	3,631,051	3,988,368
	個人向け	1,014,861	1,188,146	1,378,725	1,581,166
	中小企業向け	1,174,650	1,260,720	1,260,496	1,379,335
	その他	912,535	992,886	991,828	1,027,866
商品有価証券		18	23	18	15
有 価 証 券	有価証券	1,788,672	1,741,466	1,743,857	1,709,693
	国 債	594,830	541,697	468,619	292,439
	その他	1,193,842	1,199,769	1,275,237	1,417,253
総 資 産		5,723,446	6,249,680	6,423,361	7,426,231
内国為替取扱高		29,123,932	31,028,394	31,905,529	30,964,180
外国為替取扱高		百万ドル 2,394	百万ドル 2,504	百万ドル 2,728	百万ドル 2,481
経 常 利 益		15,531	15,023	13,144	17,219
当 期 純 利 益		10,956	10,766	11,371	12,200
1株当たり当期純利益		円 銭 43 18	円 銭 42 43	円 銭 44 80	円 銭 48 04

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式控除後）で除して算出しております。

3 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	2,380 人
平 均 年 齢	40 年 9 月
平 均 勤 続 年 数	15 年 9 月
平 均 給 与 月 額	398 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇用員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

4 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
	店 うち出張所
三 重 県	119 (33)
愛 知 県	21 (一)
東 京 都	1 (一)
大 阪 府	1 (一)
和 歌 山 県	1 (一)
合 計	143 (33)

(注) 上記のほか、駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末
駐 在 員 事 務 所	2 か 所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	49,677 か 所

当年度末の店舗外現金自動設備のうち、12,213か所については、株式会社イーネットとの提携により設置したイーネットATM、23,820か所については、株式会社セブン銀行との提携により設置したセブン銀行ATM、13,448か所については、株式会社ローソン銀行との提携により設置したローソン銀行ATMであります。

□ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
愛 知 ネ ッ ト 支 店	三重県松阪市日野町729番地の1
亀 山 支 店 関 プ ラ ザ 出 張 所	三重県亀山市関町木崎588番地
鵜 方 支 店 波 切 プ ラ ザ 出 張 所	三重県志摩市大王町波切3939番地の7
尾 鷲 支 店 海 山 プ ラ ザ 出 張 所	三重県北牟婁郡紀北町相賀827番地 3

(注) 1. 当年度において、次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

上 野 支 店	上野中央出張所	(三重県伊賀市)
名 古 屋 支 店	豊橋ステーションビル出張所	(愛知県豊橋市)
棕 本 支 店	一号館豊里店出張所	(三重県津市)
鵜 方 支 店	浜島町出張所	(三重県志摩市)
名 張 支 店	青山出張所	(三重県伊賀市)
宮 川 支 店	大淀出張所	(三重県多気郡)
田 丸 支 店	グッディ度会店出張所	(三重県度会郡)

2. 当年度において、次の駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

シンガポール駐在員事務所		(シンガポール共和国)
東 員 支 店	ネオポリス出張所	(三重県員弁郡)
名 張 支 店	鴻之台出張所	(三重県名張市)
久 居 支 店	榊原温泉病院出張所	(三重県津市)
名 古 屋 支 店	JRセントラルタワーズ出張所	(愛知県名古屋市中区)
名 古 屋 支 店	バロー一宮西店出張所	(愛知県一宮市)
本 店 営 業 部	津センターパレス出張所	(三重県津市)
棕 本 支 店	豊里出張所	(三重県津市)
伊 勢 支 店	UL Japan出張所	(三重県伊勢市)
平田町駅前支店	本田技研鈴鹿第二出張所	(三重県鈴鹿市)
四 日 市 支 店	四日市市役所出張所	(三重県四日市市)
白 子 支 店	サンズ出張所	(三重県鈴鹿市)
関 支 店	名阪関ドライブイン出張所	(三重県亀山市)
四 日 市 支 店	四日市港ポートビル出張所	(三重県四日市市)
久 居 支 店	ポルタひさい出張所	(三重県津市)
四 日 市 支 店	総合医療センター出張所	(三重県四日市市)
本 店 営 業 部	パナソニック エコソリューションズ社津出張所	(三重県津市)

5 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	2,320
---------------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
棕 本 支 店 の 新 築 移 転	152

6 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
				%	
百五ビジネスサービス株式会社	三重県津市本町33番21号	現金等の精査整理業務	百万円 40	100	—
百五管理サービス株式会社	三重県津市高茶屋七丁目6番70号	文書帳簿等保管管理業務	30	100	—
百五不動産調査株式会社	三重県津市岩田21番27号	担保不動産の調査及び評価業務	20	100	—
百五オフィスサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	手形・債券等の集中保管・管理業務	20	100	—
百五スタッフサービス株式会社	三重県津市岩田21番27号	職業紹介業務及び労務管理業務	20	100	—
百五証券株式会社	三重県津市岩田21番27号	金融商品取引業務	3,000	100	—
株式会社百五カード	三重県津市栄町三丁目123番地1	クレジットカード業務及び信用保証業務	50	100	—
百五リース株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	リース業務	50	65	—
株式会社百五総合研究所	三重県津市岩田21番27号	地域産業調査及びコンサルティングに関する業務	30	40	—
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田21番27号	コンピュータによる情報処理業務	30	5	—
百五みらい投資株式会社	三重県津市栄町三丁目123番地1	投資事業有限責任組合の組成・運営業務	70	100	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れサービスを行っております。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

1 会社役員の状況

(2020年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
伊 藤 歳 恭	(代表取締役) 取締役頭取	津商工会議所 会頭	
杉 浦 雅 和	(代表取締役) 取締役 専務執行役員 資金運用本部、 資金証券部、東京営業部、 秘書室 担当 資金運用本部長、 秘書室長 委嘱		
田 中 秀 人	取締役専務執行役員 営業本部、営業開発部、 ソリューション営業部、 ローン統括部、 公務部、国際営業部担当 営業本部長 委嘱		
柳 谷 剛	取締役常務執行役員 事務本部、事務統括部、 システム統括部、 総務部、リスク統括部担当 事務本部長 委嘱		
山 崎 計	取締役常務執行役員 融資統括部、人事部、 ダイバーシティ推進部担当		
藤 原 悟	取締役常務執行役員 経営企画部、 デジタルイノベーション部、 コンプライアンス統括部担当		
小 林 長 久	取締役(社外取締役)	日本トランスシティ株式会社 取締役相談役	
川喜田 久	取締役(社外取締役)	三重トヨペット株式会社 代表取締役会長	
若 狭 一 郎	取締役(社外取締役)	株式会社明治安田総合研究所 代表取締役会長	

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
西 岡 慶 子	取 締 役（社外取締役）	株式会社光機械製作所 代表取締役社長 井村屋グループ株式会社 社外取締役	
中 津 清 晴	常 勤 監 査 役		
中 川 崇	常 勤 監 査 役		
西 田 孝	監 査 役（社外監査役）	北野建設株式会社 社外監査役	
鶴 岡 信 治	監 査 役（社外監査役）	学校法人鈴鹿医療科学大学 医用工学部医用情報工学科 特任教授	
川 端 郁 子	監 査 役（社外監査役）	川端法律事務所 代表弁護士	

- (注) 1. 社外取締役小林長久、川喜田久、若狭一郎、西岡慶子、社外監査役西田孝、鶴岡信治、川端郁子につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 社外監査役川端郁子は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

氏 名	退 任 時 の 地 位	退任日
長 合 教 実	取 締 役 常 務 執 行 役 員	2020年6月23日（辞任）
笠 井 貞 男	常 勤 監 査 役	2020年6月23日（任期満了）

(ご参考)

当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(2020年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当
海 住 禎 人	執行役員 中勢支社長兼本店営業部長委嘱
宮 下 昌 幸	執行役員 南勢支社長委嘱
野 呂 茂 樹	執行役員 融資統括部長委嘱
新 開 正 浩	執行役員 システム統括部長委嘱
南 部 昌 己	執行役員 愛知支社長委嘱
加 藤 徹 也	執行役員 営業本部副本部長委嘱
荒木田 豊	執行役員 北勢支社長委嘱
鶴 田 輝 朗	執行役員 資金証券部長委嘱

2 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして支払われるものであり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針といたします。具体的には常勤取締役の報酬は、固定報酬としての確定金額報酬、業績連動型報酬ならびに株式報酬型ストック・オプションにより構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、確定金額報酬のみを支払うことといたします。

確定金額報酬は、年間総支給額300百万円以内とし、役割や責任に応じて月次で支給いたします。

業績連動型報酬は、単年度（前年度）の業績に応じて、年1回、定時株主総会後に支給する報酬であり、対象となる事業年度の当期純利益の0.9%を総支給額といたします。ただし、その上限額は100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合は支給額0円といたします。

株式報酬型ストック・オプションは、中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として、総割当額30百万円以内で、年1回、新株予約権を割り当ていたします。

常勤取締役の種類別の報酬割合については、確定金額報酬：業績連動型報酬：株式報酬型ストック・オプション＝70：25：5（業績連動型報酬が満額支払われる場合）を目安として、役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定いたします。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき取締役頭取がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得るものといたします。上記の委任を受けた取締役頭取は当該助言の内容を尊重して決定をしなければならないことといたします。なお、株式報酬型ストック・オプションはコーポレートガバナンス会議の助言を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当個数を決議いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、コーポレートガバナンス会議に諮問し審議・助言を得た後、経営会議、取締役会の決議を得て決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額			
			確定金額 報 酬	業績連動型 報 酬	株 式 報 酬 型 ストック・オプション	退職慰労金
取 締 役	11人	355	215	100	15	24
監 査 役	6人	61	61	—	—	—

(注) 1. 2011年6月24日開催の第196回定時株主総会における決議内容は以下のとおりであります。

- (1) 確定金額報酬は、取締役の報酬額（確定金額報酬額）については年額300百万円以内、監査役の報酬額（確定金額報酬額）については年額65百万円以内としております。
- (2) 業績連動型報酬は、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益の0.9%を総支給額といたします。その上限額を100百万円とし、当期純利益が2,000百万円未満の場合、支給額は0円とします。
- (3) 株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬および業績連動型報酬とは別枠で、新株予約権を年額30百万円以内の範囲で割り当ていたします。

上記 (1) の定めに係る役員の員数は取締役13名および監査役5名、(2) および (3) の定めに係る役員の員数は取締役13名であります。

2. 業績連動型報酬に係る指標は、業績との連動性を明確かつ明瞭にするため当期純利益としております。なお、当事業年度を含む当期純利益の推移は、1. ②財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
3. 退職慰労金は、逝去により前事業年度に退任した取締役1名に対して支給したものであります。
4. 当行は、取締役会の委任決議にもとづき取締役頭取伊藤歳恭が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の確定金額報酬および業績連動型報酬の評価配分であります。

これらの権限を委任した理由は、当行全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の役位・職責・業績等を総合的に勘案して決定するには取締役頭取が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が取締役頭取によって適切に行使されるよう、コーポレートガバナンス会議に諮問し助言を得ており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

5. 監査役の報酬については、中立性および独立性を高めるため、月次で支給する確定金額報酬のみとしております。支給時期、配分等については、監査役の協議により決定しております。

3 責任限定契約

氏 名		責任限定契約の内容の概要
小 林 長 久		会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
川 喜 田	久	同上
若 狭 一 郎		同上
西 岡 慶 子		同上
西 田	孝	同上
鶴 岡 信 治		同上
川 端 郁 子		同上

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
小 林 長 久	日本トランスシティ株式会社取締役相談役 (当行は同社と貸出取引があります)
川 喜 田 久	三重トヨペット株式会社代表取締役会長 (当行は同社と貸出取引があります)
若 狭 一 郎	株式会社明治安田総合研究所代表取締役会長 (当行と同社との間には特別の関係はありません)
西 岡 慶 子	株式会社光機械製作所代表取締役社長 (当行は同社と貸出取引があります) 井村屋グループ株式会社社外取締役 (当行は同社と貸出取引があります)
西 田 孝	北野建設株式会社社外監査役 (当行と同社との間には特別の関係はありません)
鶴 岡 信 治	学校法人鈴鹿医療科学大学医用工学部医用情報工学科特任教授 (当行は同法人と貸出取引があります)
川 端 郁 子	川端法律事務所代表弁護士 (当行と同事務所との間には特別の関係はありません)

2 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会 への出席状況	取 締 役 会 及 び 監 査 役 会 に お ける発言その他の活動状況
小 林 長 久	7年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、上場企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。なお、コーポレートガバナンス会議では議長を務め、深度ある議事進行を行っております。
川喜田 久	5年9ヶ月	取締役会 15回中14回	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
若 狭 一 郎	2年9ヶ月	取締役会 15回中15回	長年、生命保険会社の経営に携わり、金融業界における豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。
西 岡 慶 子	9ヶ月	取締役会 11回中11回	長年、民間企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、取締役会・コーポレートガバナンス会議では積極的に所感または意見等を述べております。
西 田 孝	2年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	銀行・証券会社での勤務や監査役としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。
鶴 岡 信 治	1年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	大学教授としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。
川 端 郁 子	1年9ヶ月	取締役会 15回中15回 監査役会 14回中14回	検事および弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行ったほか、監査役会においても監査方針、監査計画等について、公正な意見を表明しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

支給人数	銀行からの報酬等の総額	銀行からの報酬等の種類別の総額			銀行の親会社等からの報酬等
		確定金額報酬	業績連動型報酬	株式報酬型 ストック・オプション	
社 外 役 員	7人	36	36	—	—

4. 当行の株式に関する事項

1 株式数	発行可能株式総数	396,000千株
	発行済株式の総数	254,119千株

2 当年度末株主数	17,841名
------------------	---------

3 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	11,163	4.39
明治安田生命保険相互会社	10,093	3.97
株式会社日本カストディ銀行信託口	9,211	3.62
日本生命保険相互会社	8,396	3.30
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	6,836	2.69
百五銀行従業員持株会	5,644	2.22
株式会社三菱UFJ銀行	4,222	1.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	3,986	1.56
清水建設株式会社	3,930	1.54
損害保険ジャパン株式会社	3,748	1.47

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、持株数等を発行済株式（自己株式107千株を除く）の総数で除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 前事業年度末に大株主であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日にJTCホールディングス株式会社および資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、商号を株式会社日本カストディ銀行に変更しております。
4. 前事業年度末に大株主であった損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日に商号を損害保険ジャパン株式会社に変更しております。
5. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口の持株数等3,986千株は、トヨタ自動車株式会社が同信託銀行へ退職給付信託設定した信託財産です。信託契約上当該株式の議決権はトヨタ自動車株式会社が留保しております。

5. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 鈴木 賢次 山田 昌紀 藤澤 孝	55	

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は55百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当行の子会社及び子法人等である百五証券株式会社、百五リース株式会社は、当行の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。その他、会計監査人が継続してその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議に基づき、取締役会は会計監査人の解任又は不再任議案を株主総会に付議する方針であります。

6. 業務の適正を確保する体制

(内部統制システムの基本方針)

当行は以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

1 法令等遵守体制

- ① コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。
コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。
- ② お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。
顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。
- ③ 会社情報の適時・適切な開示を実施する体制を整備するため「IRに関する基本方針」及び「会社情報の適時開示に関する規則」を定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても充実を図る。
- ④ 内部監査部門として執行部門から独立した業務監査部を設置し、監査結果について業務監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。
- ⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部、弁護士を通報窓口とする内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部お客さま相談課とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。
- ⑦ マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に対しては、「マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策ポリシー」において組織としての対応方針を明確にし、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の防止を図る。

2 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できる状態とする。また、「セキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

3 リスク管理体制

- ① 適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。
- ② リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。
 - ア 信用リスク
 - イ 市場リスク
 - ウ 流動性リスク
 - エ オペレーショナル・リスク
- ③ ALMリスク管理委員会及びオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及びその管理状況を把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。
- ④ 災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ的確な対応により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制を整備する。

4 職務執行の効率性確保のための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。
- ② 取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。

5 グループ管理体制

- ① 当行と連結対象子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- ② 当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。
- ③ グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定例的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。
- ④ 当行とグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

6 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

7 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は以下に定める事項について監査役（会）に報告する。
 - ア 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - イ 経営状況についての重要な事項
 - ウ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - エ 重大な法令違反等
 - オ 内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）の運用状況及び通報の内容
 - カ 会計方針、会計基準に関する重要な事項
 - キ その他監査役が報告を求める事項
- ② グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役（会）に報告する。
- ③ 当行とグループ会社は、前2項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ④ 監査役は取締役会のほか、経営会議、業務監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。
また、監査役は代表取締役と定期的会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

（内部統制システムの運用状況の概要）

「内部統制システムの基本方針」については、その運用状況を定期的に取締役会に報告するとともに、経営環境の変化等も踏まえて都度見直しを実施しています。今後も継続的な見直しを行うことにより、管理態勢の強化及び実効性の向上に努めてまいります。

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

1 コンプライアンスに対する取組み

- ① 取締役会で決議したコンプライアンス活動計画に基づき、各種コンプライアンス研修・勉強会やコンプライアンス統括部によるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを推進しました。
- ② コンプライアンス委員会を4回（定例4回）開催し、コンプライアンス活動計画の進捗状況、反社会的勢力との取引遮断に向けた対応状況などコンプライアンスに関する重要事項を協議しました。
- ③ 取締役会で決議した年間監査計画に基づき、執行部門から独立した業務監査部が当行及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会及び業務監査会に月次報告しました。

2 リスク管理に対する取組み

- ① ALMリスク管理委員会を13回（定例12回、臨時1回）、オペレーショナル・リスク管理委員会を4回（定例4回）開催し、各種リスクの状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策等の重要事項を審議しました。
- ② 大規模災害など非常事態発生時において、業務の継続あるいは早期復旧のための迅速かつ確かな対処の実効性を高めるため、業務継続計画書に基づき、危機事象発生を想定した各種訓練を実施しました。
- ③ 新型コロナウイルスへの対応として、新型コロナウイルス緊急対策本部を設置し、感染防止や業務継続性確保のための取組みを実施しました。
- ④ サイバー攻撃やサイバー犯罪のリスクを適切に管理するため、サイバーセキュリティ対策を組織横断的に協議し、平時及び有事の対応態勢の強化に取り組みました。

3 職務執行の効率性確保に対する取組み

取締役会を15回（定例12回、臨時3回）、経営会議を44回開催し、業務計画や総合予算など経営の基本方針に関する事項や業務執行に関する重要事項等を審議決定しました。

4 グループ管理に対する取組み

グループ会社戦略会議を2回、グループ会社コンプライアンス連絡会を2回、百五銀行グループ連絡会を2回開催し、収益・業績管理に関する事項、法令等遵守に関する事項、顧客保護等に関する事項、リスク管理に関する事項等について協議を行いました。

5 監査役監査の実効性確保に対する取組み

- ① 監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性を確保した専任スタッフを1名配置しています。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議、業務監査会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との会合の他、社外取締役との会合、代表取締役及び社外取締役との会合、会計監査人、社外取締役及び業務監査部との会合を持ちました。また、会計監査人、業務監査部、コンプライアンス統括部と定期的に情報交換を行い連携強化を図りました。

第206期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	1,566,381
現金	63,688
預け金	1,502,692
コールローン	9,268
買入金銭債権	18,465
商品有価証券	15
商品地方債	15
金銭の信託	2,017
有価証券	1,709,693
国債	292,439
地方債	435,742
社債	209,159
株式	200,571
その他の証券	571,780
貸出金	3,988,368
割引手形	3,702
手形貸付	78,446
証書貸付	3,580,287
当座貸越	325,932
外国為替	7,521
外国他店預け	7,184
取立外国為替	337
その他資産	54,427
前払費用	42
未収収益	6,966
金融派生商品	2,764
金融商品等差入担保金	9,006
その他の資産	35,647
有形固定資産	43,052
建物	20,055
土地	19,841
リース資産	67
建設仮勘定	131
その他の有形固定資産	2,957
無形固定資産	3,928
ソフトウェア	3,764
リース資産	4
その他の無形固定資産	159
前払年金費用	25,103
支払承諾見返	15,458
貸倒引当金	△ 17,471
資産の部合計	7,426,231

科 目	金 額
負債の部	
預金	5,387,976
当座預金	192,785
普通預金	3,057,351
貯蓄預金	40,232
通知預金	30,587
定期預金	2,010,085
その他の預金	56,933
譲渡性預金	154,505
コールマネー	200,000
債券貸借取引受入担保金	487,998
借入金	693,045
外国為替	363
未払外国為替	363
その他負債	53,350
未払法人税等	2,194
未払費用	3,018
前受収益	832
金融派生商品	14,288
金融商品等受入担保金	878
リース債務	78
資産除去債務	163
その他の負債	31,895
退職給付引当金	2,946
睡眠預金払戻損失引当金	1,602
ポイント引当金	377
偶発損失引当金	264
繰延税金負債	46,249
再評価に係る繰延税金負債	2,495
支払承諾	15,458
負債の部合計	7,046,634
純資産の部	
資本金	20,000
資本剰余金	7,562
資本準備金	7,557
その他資本剰余金	5
利益剰余金	244,510
利益準備金	17,377
その他利益剰余金	227,133
別途積立金	213,614
繰越利益剰余金	13,519
自己株式	△ 40
株主資本合計	272,032
その他有価証券評価差額金	106,781
繰延ヘッジ損益	△ 3,447
土地再評価差額金	4,133
評価・換算差額等合計	107,467
新株予約権	97
純資産の部合計	379,597
負債及び純資産の部合計	7,426,231

第206期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		78,715
資金運用収益	50,992	
貸出金利息	32,955	
有価証券利息配当金	17,574	
コールローン利息	51	
預け金利息	325	
その他の受入利息	84	
役務取引等収益	15,527	
受入為替手数料	3,379	
その他の役務収益	12,148	
その他業務収益	3,338	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	3,338	
その他経常収益	8,857	
株式等売却益	8,243	
金銭の信託運用益	63	
その他の経常収益	550	
経常費用		61,496
資金調達費用	3,297	
預金利息	594	
譲渡性預金利息	16	
コールマネー利息	△ 39	
債券貸借取引支払利息	728	
借入金利息	370	
金利スワップ支払利息	1,599	
その他の支払利息	27	
役務取引等費用	4,912	
支払為替手数料	585	
その他の役務費用	4,326	
その他業務費用	3,728	
外国為替売買損	329	
国債等債券売却損	2,718	
国債等債券償還損	484	
国債等債券償却	95	
金融派生商品費用	101	
営業経費	41,284	
その他経常費用	8,272	
貸倒引当金繰入額	4,661	
株式等売却損	1,652	
株式等償却	131	
金銭の信託運用損	2	
その他の経常費用	1,824	
経常利益		17,219
特別利益		0
固定資産処分益	0	
特別損失		274
固定資産処分損	101	
減損損失	172	
税引前当期純利益		16,945
法人税、住民税及び事業税	3,920	
法人税等調整額	824	
法人税等合計		4,744
当期純利益		12,200

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第206期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	1,569,749	預金	5,381,099
コールローン及び買入手形	9,268	譲渡性預金	150,205
買入金銭債権	18,465	コールマネー及び売渡手形	200,000
商品有価証券	15	債券貸借取引受入担保金	487,998
金銭の信託	2,017	借入金	700,784
有価証券	1,699,643	外国為替	363
貸出金	3,971,146	その他負債	68,277
外国為替	7,521	賞与引当金	247
リース債権及びリース投資資産	25,850	退職給付に係る負債	422
その他資産	73,405	役員退職慰労引当金	103
有形固定資産	46,025	睡眠預金払戻損失引当金	1,602
建物	20,262	ポイント引当金	515
土地	20,060	偶発損失引当金	326
建設仮勘定	131	特別法上の引当金	1
その他の有形固定資産	5,571	繰延税金負債	48,223
無形固定資産	4,073	再評価に係る繰延税金負債	2,495
ソフトウェア	3,899	支払承諾	15,458
その他の無形固定資産	174	負債の部合計	7,058,126
退職給付に係る資産	28,779	純資産の部	
繰延税金資産	781	資本金	20,000
支払承諾見返	15,458	資本剰余金	10,386
貸倒引当金	△ 19,399	利益剰余金	252,070
資産の部合計	7,452,803	自己株式	△ 40
		株主資本合計	282,416
		その他有価証券評価差額金	106,918
		繰延ヘッジ損益	△ 3,447
		土地再評価差額金	4,133
		退職給付に係る調整累計額	4,558
		その他の包括利益累計額合計	112,162
		新株予約権	97
		純資産の部合計	394,676
		負債及び純資産の部合計	7,452,803

第206期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		93,573
資金運用収益	50,593	
貸出金利息	32,947	
有価証券利息配当金	17,184	
コールローン利息及び買入手形利息	51	
預け金利息	325	
その他の受入利息	84	
役務取引等収益	17,704	
その他業務収益	16,408	
その他経常収益	8,867	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	8,867	
経常費用		75,032
資金調達費用	3,318	
預金利息	594	
譲渡性預金利息	16	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 39	
債券貸借取引支払利息	728	
借入金利息	391	
その他の支払利息	1,626	
役務取引等費用	4,540	
その他業務費用	14,047	
営業経費	44,607	
その他経常費用	8,518	
貸倒引当金繰入額	4,900	
その他の経常費用	3,618	
経常利益		18,541
特別利益		0
固定資産処分益	0	
退職給付制度改定益	0	
特別損失		276
固定資産処分損	102	
減損損失	172	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
その他の特別損失	0	
税金等調整前当期純利益		18,265
法人税、住民税及び事業税	4,541	
法人税等調整額	759	
法人税等合計		5,300
当期純利益		12,965
親会社株主に帰属する当期純利益		12,965

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社 百五銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 賢次 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 山田 昌紀 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤澤 孝 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社百五銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第206期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

株式会社 百五銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 賢次 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山田 昌紀 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤澤 孝 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社百五銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百五銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第206期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社 百五銀行 監査役会

常勤監査役	中	津	清	晴	㊟
常勤監査役	中	川		崇	㊟
社外監査役	西	田		孝	㊟
社外監査役	鶴	岡	信	治	㊟
社外監査役	川	端	郁	子	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

開催会場

三重県津市丸之内31番21号 (丸之内本部棟 2階大講堂)

電話 (059) 223-2305 (総務部総務課)



交通

○JR・近鉄津駅下車 … バス約10分 三重会館前下車

○近鉄津新町駅下車 … バス約10分 三重会館前下車

※駐車場のご用意ができかねますので、公共交通機関などをご利用いただきますようお願い申し上げます。

